

# 提 言 書

平成24年4月

神栖市野犬等対策会議



## 目 次

### 1 はじめに

### 2 課 題

- (1) 放し飼い
- (2) 不妊去勢手術の未実施
- (3) 無責任な餌やり
- (4) 県と市の連携
- (5) その他

### 3 提 言

- (1) 飼い主や市民の意識の向上
- (2) 情報の一本化
- (3) 行政区との連携
- (4) 動物愛護団体との連携

## はじめに

神栖市では、約6,500頭の犬が登録されています。人々にとってペットは家族の一員としてかけがえの無い存在となっています。しかし、一部の無責任な飼い主により、放し飼いや生まれてきた子犬の遺棄など、法令違反が残念ながら行われている実態が多々あります。茨城県動物指導センターでは、神栖市内で年間約500頭もの徘徊犬を捕獲し収容しています。そのためには、市民が安心して暮らせるための対策が急務となっています。

神栖市野犬等対策会議では、2年間に亘り神栖市における野犬等の対策について様々な議論をしてまいりました。

平成23年2月4日に市長へ提出しました中間報告を基に市では様々な対策が実施されているところですが、この問題には継続的に取り組むことが必要であるとともに、行政だけではなく地域や動物愛護団体など市民の協力のもと推進することが肝要です。地域の皆さんと対策を推進する中で、市民のペットの飼養に対する意識も更に向上し、相乗効果が得られると考えます。

我々は、先の東日本大震災により地域の結びつきの重要性について痛感させられました。地域の課題解決や災害等に対応するために、市民が行政と協働していくことが望まれているなか、私たち市民も野犬等対策について地域の問題として取り組んでいかなければなりません。

神栖市が安心・安全な生活ができるまちとして、また、人と動物が共生する場所として、よりよいまちづくりの実現を目指していただきたいと思います。

平成24年4月27日

神栖市野犬等対策会議

委員長 八並 洋志

## 2 課題

### (1) 放し飼い

市内を徘徊している犬が多い原因のひとつとして、飼い犬を放し飼いに行っていることが考えられる。また、放し飼いに行っていた犬がいなくなってしまうと、そのまま野犬化している事例も考えられる。

県条例により飼い犬をけい留しておくことは所有者の遵守事項であるが、放し飼いを行っている飼い主に対しての苦情が県や市に多数寄せられている。リードを着けないで散歩していたり、散歩させるのを面倒がって放し飼いをしたりしている。飼い主の中には、禁止されていることを知っていながら放し飼いをしている者もいる。

### (2) 不妊去勢手術の未実施

不妊去勢手術に対する認識が低いと、産まれてくる子犬・子猫を管理できずに捨ててしまうことが多い。

### (3) 無責任な餌やり

自らの責任で飼う目的がないのにも関わらず、野犬に無責任に餌を与えることによって野犬が減らないと思われる。食料の無い場所には集まってこないが、野犬の群れが現れる場所では餌やりの痕跡が確認されている。

また、事業所や工場に居ついている犬に対して従業員が弁当の残り物などの餌をあげている場合がある。これらは、なんとなく餌をあげているため、登録やけい留などの管理はもちろんされていない。

### (4) 県と市の連携

茨城県動物指導センターが対応している市民からの依頼に対し、市の関わりが薄いのではないかと懸念されている。

## (5) その他

何らかのやむを得ぬ事情により終生飼養ができなくなった飼い犬の新しい飼い主探しの仕組みが現状ではない。また、動物愛護精神や飼い主の責任など意識やモラルが低い。

### 3 提 案

#### (1) 飼い主・市民の意識の向上

課題（1）～（3）に対しては、飼い主や市民のペットや野犬等に対する意識の向上が不可欠だと考える。神栖市全体の意識の底上げを図ることによって野犬の問題は改善されていくのではないかと考える。そのためには、市の置かれている現状を市民全員に改めて知っていただくことが必要である。

##### ①飼い主・市民

- ・不妊去勢手術は病気の予防によく、長生きするというメリットを強調して訴えていく。
- ・無責任な餌やりにより野犬が集まると地域住民が迷惑をしているという事実を基に啓発を行う。
- ・立て看板などをもっと人の目につきやすい所に多数設置し絶えず目に訴える。
- ・上記内容について市主催のイベントで、啓発キャンペーンを行う。

##### ②事業所

- ・業界団体等を通じて啓発を促す。

##### ③学校

- ・実施された小中高校生対象のアンケート結果を基に、茨城県動物愛護推進員等関係機関の協力を得て、学校での啓発活動を実施する。

## (2) 情報の一本化

動物についての問合せ先を茨城県動物指導センターに一本化するよう市民への周知を徹底されたい。狂犬病予防法上、野犬等の抑留は県の事務であり、問合せ先を一本化することで、市民が市と県のどちらに連絡をすればよいのか混乱することを防ぐ。

ただし、今後も引き続き、市は茨城県動物指導センターと連携し、市民からの相談には対応をされたい。

## (3) 行政区との連携

地域全体の問題として共通認識を持つことが必要であるため、行政区との連携を図り、話し合い等により問題解決に向けた区民のコンセンサスを得る仕組みを構築されたい。

行政区内での野犬の目撃情報を定期的に報告していただき、そのデータを基に茨城県動物指導センターと協力し、捕獲箱設置等対策を実施し、野犬頭数の減少に努められたい。

また、野犬等の目撃情報が多い行政区をモデル地区として、区民の協力を得ながら重点的に対策を実施することが望ましい。

## (4) 動物愛護団体との連携

野犬の保護や新しい飼い主探しを目的に活動する動物愛護団体について広く一般に理解してもらい、連携して啓発活動や新しい飼い主探しの仕組みづくりに取り組んで頂きたい。また、動物愛護団体を実施するしつけ相談等の会場確保の協力や、市民へ新しい飼い主探しの方法についての情報提供などを実施されたい。

